

## 滋賀県立短期大学農業部跡地に関する損害賠償請求事件の 判決に対する対応について (平成 24 年(ワ)第 135 号損害賠償請求事件)

平成 26 年 9 月 18 日に損害賠償請求事件に係る判決が言い渡された件に対する本県の対応については、下記のとおりといたします。

### 1 事件名

平成 24 年(ワ)第 135 号損害賠償請求事件

### 2 当事者

原告 パナホーム株式会社・MID 都市開発株式会社

被告 滋賀県

### 3 判決言渡

平成 26 年(2014 年)9 月 18 日(木) 13:10～ 大津地方裁判所

#### 主 文

- 1 被告(滋賀県)は、原告パナホーム株式会社に対し、409 万 5000 円及びこれに対する平成 24 年 3 月 7 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 被告(滋賀県)は、原告 MID 都市開発株式会社に対し、378 万円及びこれに対する平成 24 年 3 月 7 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、原告パナホーム株式会社に生じた費用と被告(滋賀県)に生じた費用の 2 分の 1 との合計の 50 分の 49 を原告(パナホーム株式会社)の、50 分の 1 を被告(滋賀県)の各負担とし、原告 MID 都市開発株式会社に生じた費用と被告に生じた費用の 2 分の 1 との合計の 50 分の 49 を原告 MID 都市開発株式会社の、50 分の 1 を被告(滋賀県)の各負担とする。
- 5 この判決は、第 1 項及び第 2 項に限り、仮に執行することができる。

### 4 対応方針

「控訴せず判決を受け入れる。」

### 5 判決受入の理由

- ① 本県の主張の大半が認められた。(金額ベース 約 97.7%)
- ② アスベストについて誤った情報を提供し、不法行為責任を指摘されたことを真摯に受け止める。

<事件の概要>

1 事件名 平成24年(ワ)第135号 損害賠償請求事件  
2 原告 大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号 パナホーム株式会社  
大阪市北区堂島浜一丁目4番4号 MID都市開発株式会社

3 被告 滋賀県

4 請求概要 訴訟物の価額 345,966,000円

【内訳】

① 調査及び地中埋設物撤去・土の入れ替え費用	296,415,000円
② 宅地の販売遅延に伴う損害	27,600,000円
③ 宅地の販売遅延に伴う固定資産税・都市計画税負担	14,076,000円
④ アスベスト撤去費用	7,875,000円

訴状送達日から支払済に至るまでの年5%の利息

貼用印紙額 1,022,000円

5 経過概要 平成23年3月に上記原告(以下「原告」という。)に対し県が売却した、滋賀県立短期大学農業部跡地(所在地:草津市西渋川二丁目、面積:48,889.92㎡、契約金額:2,760,000,000円)において、原告が開発(戸建住宅建設・分譲事業等)のために実施した埋蔵文化財調査の際、地下に昔の建物のもと思われる建設廃材(コンクリートガラ、配管類、U字溝残骸、波板、レンガ、旧建物基礎等)が発見された。

また、売却時に存在していた既存建物において、県が事前に調査把握していた箇所以外からアスベストが発見された。

その後、原告が地下埋設物撤去・土の入れ替えやアスベストの撤去を行ったが、その経費等について県に対し損害賠償請求の訴えがなされたもの。

6 訴訟経過

訴状到達	平成24年 3月 6日 (火)
第1回口頭弁論	平成24年 4月 26日 (木)
最終弁論	平成26年 6月 19日 (木)
判決	平成26年 9月 18日 (木)